官刻
孝義録 若狭
二十六

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197
ガラス使用

官刻孝義錄　若狭

廿六

136
50
197

東京圖書館
和書門
傳記類
一三六七函
五八架
一二八號
五〇冊

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

孝義録巻之二十六

学習院
TOKIO LIBRARY FOUNDED BY MOMBUSHO 1872 東京書籍館明治五年文部省創立
明治九年文部省交付

若狭國

孝行者　酒井修理大夫領分
遠敷下中郡奥田縄村
百姓兵太郎妻
すゑ
四十二歳
正徳五年
褒美

孝行者　同領
遠敷上中郡熊川村
百姓
与七
歳不知
享保六年
褒美

奇特者　同領
三方郡早瀬浦
庄屋
三宅彦兵衛
六十三歳
享保十三年
褒美

奇特者　同領
同所
彦兵衛悴
三宅彦兵衛
二十八歳
享保十八年
褒美

忠義者　同領
小浜城下塩屋町
町人佐渡屋
彦九郎
六十八歳
享保十八年
褒美

孝行者　同領
遠敷上中郡上野木村
百姓
三郎五郎
歳不知
享保十八年
褒美

孝行者　同領　遠敷上中郡有田村　百姓泳助妻　[　]　歳不知　享保十八年　褒美

潔白者　同領　家中　当所下番仲間　庄五郎　五十九歳　寛保元年　褒美

奇特者　同領　大飯郡犬見村　庄屋　助五郎　七十一歳　寛保二年　褒美

○奇特者　同領　大飯郡日引村　百姓　六右衛門　三十一歳　延享元年　褒美

忠義者　同領　小浜城下八百屋町　町人槇屋金右衛門下男　太兵衛　三十歳　延享二年　褒美

農業出精　同領　遠敷下中郡新滝谷村　惣百姓　延享三年　褒美

孝行者　同領　小浜城下大津町　[　]足軽加右衛門妻　ざん　五十五歳　寛延元年　褒美

孝行者　同領　大飯郡尾内村　百姓　源左衛門　五十八歳　宝暦十一年　褒美

○孝行者　同領　遠敷下中郡尾崎村　百姓　池田安兵衛　六十九歳　宝暦十二年　褒美

○奇特者　同領　三方郡相田村　百姓　半十郎　六十五歳　明和元年　褒美

○奇特者　同所　百姓金右衛門倅　半十郎倅　七兵衛　二十四歳　同時　褒美

奇特者　同所　百姓　儀右　十四歳　同時　褒美

孝行者　同領　遠敷下中郡納田終村　百姓作左衛門妻　孫兵衛　三十三歳　明和六年　褒美

○孝行者　同領　三方郡早瀬浦　百姓　いよ　四十六歳　明和七年　褒美

孝行者　同領　遠敷下中郡堀屋敷村　百姓段右衛門娘　きと　六十八歳　明和八年　褒美

奇特者　同領　大飯郡音海村　庄屋　小右衛門　五十五歳　明和八年　褒美

○忠義者 同領 家来 代官代某悴松見茂吉下女 つな 死後 明和八年褒美

○兄弟睦者 同領 大飯郡小堀村 百姓 宗四郎 二十七歳 明和八年褒美

○兄弟睦者 同領 同所 宗四郎弟 儀八 二十歳 同時褒美

○孝行者 同領 三方郡高浜村 百姓九左衛門妻 まつ 四十歳 安永元年褒美

孝行者 同領 遠敷郡上中郡熊川村 百姓 八之丞 三十二歳 安永元年褒美

孝行者 同領 大飯郡高浜今寺町 町人生駒屋 新之丞 四十五歳 安永二年褒美

孝行者 同領 同所 新之丞妻 ゆき 四十三歳 同時褒美

孝行者 同領 大飯郡高浜東町裏町 町人日雇稼孫右衛門娘 そよ 三十六歳 安永二年褒美

孝行者 同領 小浜城下鵜羽小路 町人油屋 源七 四十一歳 安永二年褒美

奇特者 同領 大飯郡高浜赤尾町 町人小間物屋若之丞父 若[illegible] 六十二歳 安永二年褒美

潔白者 同領 小浜城下今町 常使吉之丞母 さん 六十七歳 安永三年褒美

奇特者 同領 三方郡竹波村 庄屋 新之助 五十一歳 安永三年褒美

○孝行者 同領 三方郡高浜村 庄屋 市兵衛 四十八歳 安永五年褒美

孝行者 同領 三方郡高浜村 百姓 長之丞 五十五歳 安永五年褒美

孝行者 同領 三方郡高浜村 百姓 八左衛門 六十六歳 安永五年褒美

孝行者 同領 三方郡高浜村 无田百姓 安右衛門 四十五歳 安永五年褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　同領　三方郡高濱村　百姓市平娘　はる　四十歳　安永五年褒美

孝行者　同領　三方郡高濱村　百姓　傳四郎　二十三歳　安永五年褒美

孝行者　同領　三方郡高濱村　百姓　善蔵　十七歳　安永五年褒美

孝行者　同領　三方郡高濱村　百姓　甚蔵　二十七歳　安永五年褒美

孝行者　同領　三方郡高濱村　百姓　卯右衛門　二十七歳　安永五年褒美

○孝行者　同領　遠敷郡上中郡本保村　百姓　文右衛門　三十四歳　安永五年褒美

孝行者　同領　同所　三郎右衛門妻　しげ　二十九歳　同時褒美

孝行者　同領　遠敷郡上中郡中野木村　百姓堂屋才太郎娘　みね　歳不知　安永七年褒美

孝行者　同領　遠敷郡上中郡黒田村　庄屋安兵衛妻　さん　二十一歳　安永九年褒美

○兄弟睦者　同領　遠敷郡上中郡三生野村　百姓　八右衛門　五十五歳　安永九年褒美

風俗宜者　同領　遠敷郡上中郡兼田村　惣百姓　安永九年褒美

孝行者　同領　大飯郡高濱屋敷地横町　町人桶屋庄右衛門娘　ゑさ　四十四歳　安永九年褒美

孝行者　同領　小濱城下留次町　町人塩屋次兵衛妻　しゆん　三十八歳　安永九年褒美

孝行者　同領　遠敷郡上中郡有田村　百姓十右衛門妻　すゑ　五十三歳　天明元年褒美

孝行者　同領　遠敷郡下中郡井上村　百姓次郎助後家　はま　六十歳　天明元年褒美

○潔白者　同領　遠敷郡上中郡熊川村　百姓　金助　六十三歳　天明元年褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

潔白者　同領　同所　百姓　参助妻　まさ　五十六歳　同時褒美

○潔白者　同領　遠敷下中郡国分村　百姓　孫三郎　六十二歳　天明元年褒美

○奇特者　同領　大飯郡高浜赤尾村　町人小間物屋　庄右衛門　三十四歳　天明二年褒美

孝行者　同領　三方郡新庄村界代　百姓　次郎助　二十七歳　天明四年褒美

孝行者　同領　三方郡新庄村音様　百姓　仁右衛門　五十六歳　天明四年褒美

兄弟睦者　同領　三方郡新庄村杉屋　百姓　甚右衛門　五十二歳　天明四年褒美

奇特者　同領　大飯郡日引村　百姓　常右衛門　二十八歳　天明四年褒美

○貞節者　同領　遠敷下中郡西津長町　町人男屋蔵左衛門妻　志け　三十四歳　天明六年褒美

○忠義者　同領　同所　同町下女　たま　二十五歳　同時褒美

奇特者　同領　大飯郡蒜畠村　庄屋　新屋　五十五歳　天明六年褒美

奇特者　同領　遠敷上中郡安保村　百姓　奥太夫　七十一歳　天明八年褒美

孝行者　同領　大飯郡関屋村　百姓　長次郎　四十九歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　遠敷下中郡中村　百姓　善右衛門　三十八歳　寛政元年褒美

奇特者　同領　大飯郡鯉川村　百姓尾沢　長右衛門　五十二歳　寛政元年褒美

奇特者　同領　大飯郡高浜中町　町人　伊兵衛伴右衛門　三十九歳　寛政元年褒美

奇特者　同領　大飯郡高浜赤尾町　町人麹屋　百平　四十六歳　寛政元年褒美

奇特者　同領　同所　百姓妻　とく　三十八歳　同時　褒美

奇特者　同領　同所　同村　岩　四歳　同時　褒美

孝行者　同領　遠敷郡下中郡西谷村　百姓　孫八　三十七歳　寛政元年　褒美

孝行者　同領　大飯郡高濱本町　百姓　五郎助　四十五歳　寛政元年　褒美

孝行者　酒井修理大夫領分　小濱城下櫳師町　三松種　久次郎　三十一歳　寶暦十一年　褒美

奇特者三郎兵衛

三郎兵衛ハ大飯郡日引村の百姓にて十八石九斗餘
よりの高をとる人となり篤実にして母にも
のありしをあつくし弱なる内に浦の一組の年
寄役勤ありしに去る申年奥七ヶ村の大庄
屋かハりしに三郎兵衛を深く更申出さんと
しかとも志りたる道ハ多くあらすのハ在の産業の
事をおもふつるにあらず浦にたちそうして
里又寛保の比猪鹿狩の為にあれて五穀をく
ひあらしハ其の業行の業ひまなくさせて村への

困窮をもめくみけるさりしかハさき〻に三郎兵衛
より金をかりたる者償もせぬのミならす
その利足をたにもおくらさる事年久しさり
三郎兵衛ハ新兵衛かもとにてさ〻をもとめにしらくに
てたゝ村人の難儀をしのひさるやうなる心を用ゐき
されハ親族ともよりていさめさとしけるハかの
人々の借銀償ハさる事年久しけるをおほかた
もらハ三継あらハそれハ三わらの難儀をも見
かハるへきにハあらねとも思慮をめくらしあるへき
事なりといふに三郎兵衛答けるハことハりなれと

我身ハとてもかくてもありしにもあらハあれ
村人の難をすくひて年久く金をかしあたへ
利足をもとらす返すまてハ其まゝにて村の人より借
銀つくのハさるをとかく我家をたもつとも皆人の
身とおもひなハおのつから遺恨あるもの〻次我死せし
後とてもく子孫〻永く村人にくるしミ継ぬる事さら
に恵るましき一言をそこなハ我ためことなりとおもひは
へくたちまちそとてさらにさるまし
領主にも告るものありて延享元年十一月褒美
の米をあたへその子にも又三郎兵衛といひて父

この志かつきつすに奥七ヶ村乃貧しきものを賑ハし
天明四年にハ凶作しきく村人の艱難多かりし
かハりまて饑饉乃ときにまさく銭へをはけ粟糠なと
と穀十俵をさきく村のうちハさらにもいはず組
のうちまてく残なくあたへて飢を凌せけ
れハ父よりこのかたに貧しき者を多くしたしく文
次三郎右衛門を称美してその年の十二月刀
帯する事をゆるされしとなん

孝行者池田安右衛門

池田安右衛門ハ豊後国中郡尾渡村の百姓なるか先祖あ

りて先祖より苗氏を名のり父乃代右衛門とて紀
ましく田地の高も十二石ありしを漸ゝに
しくなりて今ハわつか一石あまりになりて去る
されハ居村に尾渡川といへる川に出て鮎なとをとり市
にうりまうく世をわたりしを父ハとしくらせてことし
九十一になりる母のとしありしハ生れ付かたく
なよしく安心を始りしそれともを互しく
孝養せし事既に三十年にあまりぬさるに
小妻ともめとりしか母乃心に叶ハさりけれハ一年
あまりにしく出しやりその後ハ己一人しく

ぬる事なくつかへるのされと母漸老ぬれは心
ゆるしハ我身をはなれてハやしなひのたらぬ
事もこそあらめと下女をめしかゝへてその助とせ
しか此女つねに二人の子供をうめり継子ものゝ事か
らひなくめしつかへし女の子をよろこはす大や
う妻とよふ事多かれと安右衛門ハよくして母の
心にかなはすハ不孝の罪遁れかたしとて妻と
もせし新乃事ハよろつ母に任せをきいつも
の事にて母もこゝろやすからぬ事なくその夜
食乃料も貧しけれハおひの中にかなふすこし添く
歎きたるにも語りなくさめ又酒の度ことに大
きなる銚一ツをそなへて草をとりてまつし
をつけ持かへりて母に進む後ハ同く酒をもるもの
をつかふ事を知りたりしか近きころハ又
二ツにそなりしほけきるこれハ一ツなりしハ母の
心にかなはさるによりてかくハかはりし
とそ此銭用ある事なとなくこのくらひあり
きれハ領主にも聞えて其村の庄屋をさ隣村まて糺
しありしにいさゝかもたかひなかりけれハ宝暦十二
年正月銀をあたへて孝行をそ賞しける

奇特者平十郎

奇特者七兵衛

奇特者傳吉

平十郎七兵衛傳吉ハ三方郡相田村のものなり此
る附村乃うち此三人十歳あまりなるか四人ほ
つま木業助けんとてあつまり此山に行きけるにこの
らにも猿來りてく四人の内なる十二才になる松
といへるものよくひつさぬ皆いとけなきものとも
なれハ恐くへさ力もなきと平十郎ハ殊にあくかり
に推りして立ちあかりしか比さ角とかゝるあり又く

をせつけく猿を逐ひ拂ひ又ハ猿松をおさてやり
で平十郎ゟ暁にそくひつさけり平十郎持たる鎌
にて薙拂ひ猿ハ猿谷に此ところに退きけるに平
十郎か子此七兵衛といへるものを見て又飛かゝりて左
の腕に噛付きるゟ打ぬき持たるものゝ手にあり
ほりつハ右乃手にて拂ひのけるを手にあて
たけりてまこと実をもあり七兵衛忠勇氣あ
るものにて力も人にまさりたまへハかかれも
手をたたくちにその胸に突こと言を極まりつるに
しぬせとりまする所に父の平十郎かけ来り鎌

をこゝく狼をとらへ殺しつ此時金四郎が子乃
吉ハおなじ年も十四なりけるがとくにかけ
より孫をすて狼の足をとらへ力を合せて働き
その謙やかれらが力をもて松が必死をまぬかるを
のこたからハそのあまりに疵つけられしものも
ありしとぞ平十郎ハ年も六十にあまりたるが
あはれ孫の疵をおひたるから男の事をなく
里人ハ初さとにて死を救ひ七五郎ハ三郎あまく
疵蒙りたれとひるまず狼をとらへとゞめ猪吉ハおなじ
おさなき身をもかへりみずいさましく働きしつる
事なりしに去る時なりとて明和元年二月頃至
より平十郎七五郎に米をあたへ猪吉にハ銭を
くだらせられ褒美せり

孝行者いと

三方郡早瀬浦の民佐左衛門が妻なりいとハ舅姑によく
つかへてまめやかなり佐左衛門家極めて貧しく漁を
稼ひにいたして魚を商ひ毎日家にとらさりし一日ハ
いとも又近きあたりに魚をうりありく舅姑を養
ひけるがよく姑ハ先にうせ今ハ舅の齢八十にあ
まりて殊に年ころやまふおもれハいとにむか

ひとまどろむ事のなかりしかどいさゝかもそ
のくるしみにたへけるとぞ又商ひの道ひさとく人ハ利徳を
貪るなれとかれハ只まめやかにかへりて孝養の事のミ
心かけゝりある日外より帰りてこゝろにせんこと
老の身にまくらを枚多元乳しておりけれハ其の
子にとふに男れりにやうなふさつまじく母ハ子と
もろともに子をとうむさまにして戯を梦ひぬると
ゆらんしけハさあらハとらく求ねくるまゝ二三来
とゞく来てめぐ二そあれとそまちれ家と志
くさしてなくさめけれハ男も真にいりて脱

ひきけり富源くゆりしこゝろ男茄子たけるひさ
しといふを心よくうけおひて近こさまくりのたるに
あまた積みつけしる茄子二ッたちのをとこひ来りて
川の流に浸せしがさきさき味ひもうせ家もうるハ
しくなりけるをきゝよ調しくくちせる又
ある霜月の末つかた生魚を好ましに折から慮雨
の最中あまりて漁りせる人もあらされハ家来子
くハえひぬまにまちやまちてさ事なくおもいなし
む氣色なく家の外面に出けるがむかうの浜も人
あまりかゝる魚いとり見くれおかにあらけるをまて

其のことよりのちかりといひてさこしらく舅に見
世をめぐるやうに細しく進む其時隣なる家の
屋根をつくろふとて三四人ものぼり出居し
に佐左衛門が家の内より母をつれ出る舅をつくして見
たりけるがいとゞ家を出るとはめづらしく打驚き
舅を落して飛さりぬ是全く孝感のいたし所
なるべしと人々いひあへりけるとぞ領主より
明和七年の五月褒美として米をあたへ其身を
終るまで家の貢をもゆるされしとなん

忠義者　津久

つまは八歳より父下中郡西津の小松原にすめる漁人角左衛門
が娘なり家極めてまづしかりければ領主より軽松兄
歳より己か主ゑにいとされるかゆゑとしも十
五ちらりみれハつねに主人おさなき子の伽いたさせて
ありけるに抱ひありきぬ或時いつものごとくに
幼子をせおひまゐらせ垣ちかき小道にいでて遊ひ
たまひしに何くよりか猛犬地来りて飛かゝらん
とするに少しも逃げかくる心なく幼子を地におろさせ
せたりハそれか上におほひかぶさりて身をもてかく
かひ阿さらぬ猛犬やうやく嚙付て衣をかみ

こ所に及ひ夜被も血流れいてゝ初子ともなけ
にありぬされとも従弟ハありける頭よ有犯
あつまりけれハ人々このさまをみてなを集り急
ぎに其夫を打殺しつるを助けて主ハ家に入ら
しむさてつまの男の死せん事ハさらに怨も
なしと此初子の命つゝかなくたちなをりておそれほこ
そうれしくおもひとゝいひたるか日を経まして毒
氣発していたくくるしみまるを養ふ夫も深く
憐みんの限り醫療をつくしけれとそのかひ
なくてつゐにうせぬさてしめつる然おもひける時

父ハ湊にて家にあらは母独りいとけなくて荒丈夫
の家にいそこさかけ来りつるの事をいかにもあら
て初子のみやひあらや志のほとを尋称られハ人
ことにそつなの母といひても付よ恥しからぬ
よき人なりとふかく感しさ領主も此事をとらへて
あはれなる事に思ひ父の角左衛門よ銭をあたへ
へ又領主此家の人々を謀りて西津村なる西徳寺
といへるにつるか石碑をたてぬかくて明和八年の
五月よりて領主又其志誠を賞し代々
角左衛門の家は貢をゆるしつるか墓を西徳寺の

四外に段めさせその地子を免し寺社役にも銀
とらせられ永く墓地のちりをはらふ事を命せ
しとぞ

兄弟睦者　宗四郎

兄弟睦者　儀八

大坂郡小橋村の百姓喜左衛門といへるものの年若きこ
ろある夕ぐれに女めくらり一人のをのこ子を抱きさ
て来り我等ハ西国三十三所の観世音へまうづる
ものなるが日もくれてゆくさきをたどりさまよひ
ぬ我乃宿かしてたまへといひけれハ喜左衛門あはれミて
我家にとゞめ一夜をあかさせけるに一人の女いふや
うもられぬ諸国を巡礼する類ひあれとも見えぬ
たく足よわきに女の身の独りおさなき子をさへい
だきぬるハ艱難のうへもいとゞくるしかるへく
ハ我身を助けつゝ殊くハ此子を養ひあたへなから
しさもあらんにハ高大の恩恵なるへしと歎き
つゝ申けるに喜左衛門もあはれとおもひやかて妻
にむかひ我ハいまた一子をもまうけされハ今此子
を養ハん事大なる幸にあらすやといひしか
妻ハ妻も悦ひうけあひてかの子を貰ひとりた

あけの日始まりけれハ女ハいよ〳〵わすれもせすいたはりより
ぬその後夫婦ともにいつくしミけるに此
事ともなる子にてありける後名をハ宗四郎といひ
て成長に及稼穡をよくつとめ父母に孝心を
つくしけり夫婦ハ宗四郎を養ひてより後七
年を経て実子の孫八をまうけぬ孫八も生れつき
孝悌のこゝろありし同し里の人々孫八生れぬ
るときハ宗四郎身をなきものと家つくへしなといひあ
へりかくて孫八も二十歳の頃より家を離まて
頭立れ家出様遠慮へといへるにそのまゝ不都となり

せるか父もやうく齢かけ身もおとろへぬるゆゑ
宗四郎に家をつかへしといへれハ固く辞して
我身ハもといつくともしらぬ捨人の捨子なるを
年ころそたてあつけて養ひたまひしハ只世の恩の
厚きのミをおもはゝく今幸に孫八おとなしく
なれハ家をつかせたまはんことこそよろしけれと
あなかちにいなみけれハ父もその志を感して此の
ことを孫八にゆつりぬ孫八にも又宗四郎を
兄として仕へぬる事数十年に及へり既に兄
身のおほへりぬるよしハ身の力なく兄の家を奪

ふへきいとれなしとてうけ取の後されハ是を
こゝろより奉公とおもひても是非志無人とそきこえれ
其子宗四郎ハいまたもしも道せぬへくふひ家
まして年頃の恩ハ且はまてさらぬとも思ひ後さハ
あまてとまれかく親の膝下にあらん程ハ磯八とらく
も家にのこしなからそれより隣村のとめる
家に奉公しおのくの手間を聲ふをとまて
預りて給米のとられ父の許に贈り是れハ父
ハまたく宗四郎に家ゆつるへしとふひぬる其
小家程もなくやまひしてらせしかハ見る者いふかく

相譲りていまつくへしとそとさらに定らさり
其里の庄屋のおさその事ハとしつゝさにうそとハいはくけ
此ハ頭も更も聞く感して明和八年の五月宗四郎
に家をつかへさせしと命しそれかれ年を給米をさら
世宅の貢をも免して磯八をハあらそくに足軽に
なして扶持給米をあたへて賞せしとなん

孝行者まつ

三方郡寺濱村の百姓九右衛門か妻のまつといへるハ
よく舅姑につかへてまめやかなりけ子とも六人持り
しか十にとつちあまれるを長として二つまてなるのお

さるほどにかれハ家のうちに出ても終日ゆるしなく
しかれどもまつるほどに成る事なかりきかれハ
ある人その子細をとひけるに孫いはく我祖父
母此世にいますがりしときはそれを怒り罵りて[illegible]
姑のためにくるしからん事我か身にあらばせうしかく
む事をはゞからん時ハ外へゆくともさき識めぬとそ
りいへるゆへに二つ(?)ゆにかれ家のまつりごとを舅姑
よこせ(?)しそれ志を養ひ孫も姑ハ八十年ばかり
さきに浮腫をやみてふせしにも看病残るか
なるに二便をそゝきめしあらす助けいく人の手

にも頼まず夜も衣もぬがずひるとハ余所目にも志の
ひて見えたるにまされる所もいふばかりなき
舅ハまた齢八十にあまりしか年若きころに
戸に出きし人の下部となりてありけるに常に
てこもらしゆるしたる事をいひ出て怒りし
さるの習ひなりけれハ家内のものまで皆あ
さるためしともまつらりけり(?)ハさる氣色もなくめつら
こうなる事なりなどあへしらひてつるにこゝを
にしかれハ家もとのりゆつしくして衣食とも
んのまゝにましき(?)ハ孫ハ衣食此れハ我か身のものも舅に

ゆづりて家をまかせんと始せしめしかぬる時ハ先男
の孫男にゆづりとの男を立てよくよくあらためぬ父
ハ孝吉をといひて二十石あまりの田地をわけあたへの
家とハ貧家のとしゆへ是ハ先々ゟ食物なと施
らんとせしかともこれにかゝらずとくつるにうけばさ
れハ孝吉も人に向ひ是れ子七人ありそれ
この中にもまさりしこことし人々にかく我しらぬ聊
くも事ありと語りたる男も孝吉か家にゆ
きて娘の中のめやうなるを聞つけくさき程に
うせにし姑とのまへに孝養の深かりし事を悦ひし

おとなしくに称し寄らぬ此事領主に聞へて
ようれおけ寛政八年の五月領主より賞し
て米をあたへ且生涯年貢をゆるしぬ

孝行者亦云濤

三宅郡島濱村の百姓亦云濤ハ生れつきこゝろざしよく
して人にあいらしく父母にも孝行にそありけるか又
め此村の名主をつとめしかハ手に觸る事多く人の善
行をハ悦ひて褒揚しわろきをハいましめて教
諭しけれハ村里よく治り孝子順孫乃多かりし
も偏に彼か教化によれりと人々にも称せら

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

是まて亡父の世にありし時その手れ形をたて
紙に写し表具をなしこの世を去し後は父の形見なり
とて永く持佛堂にかけおきて朝夕に拝礼し
まのあたりにあるかことく心を尽しける者にて
寝にもまかれるにも出るに告し帰るにつけ四時の
野菜菓子やうのものあるはめつらかなるものを備
へくいけるにつふるなくなりき或時この
村の自孔孝なる人々を教に招きて其行ひを
ためしく聞も我未熟なる事なしとて褒美のことありし
世又同し村なる稲葉の傳四郎といへる者の一人の継
母に不孝なりしをきゝて家に招きさとして孝
人の道を示しありしとく称美しける程に傳四郎是
実に若葉にもちしにや悪意を改めて孝子となり
けれは其母深く悦ひ謝礼にとて傳四郎か方へ
たる錢稲を贈りけるされは錢をかへりも亦其嫁
の志をも賞し安永五年正月に金をあたへける
し後も其嫁は同し村なる善右衛門人を称し且
は後の教にもなれとて孝行記といふもの出す
我にむかしありける文のやうはてゝ書あまれ
ことさきは神妙にてそれありける文我子孫

のこゝろにしたがひける父をうやまひ兄ハ弟を
隣之弟ハ兄を敬ひて友愛の道をうしなはず
たゞひ兄弟と生まれし事ぞありがたし父親族に
睦ひ和く疎意にならぬへり次第ありの平和めく
まじくも君に情をかけ此道ならぬ事をなくは
ふへるは彼も三郎親ありて親の子を愛する事
いつもかはりあるへからはなるといかさのうし記
此書に編に始してありなからも其詳かならハ云之
詳に解しがたきまれとその大略ハかくそありけり
彼の子どもおもく三郎云諸といひしかりしありけり篤実

おしと父の志をつきさかへらハ此事にまめやかなるよ
しるしぬ

孝行者三郎右衛門

豊後国中郡保村の百姓三郎右衛門ハ生れつき篤
実にしてよく父母につかへしかハ近郷の里人までも
て彼か行ひをかんじけるかくて老たる父
母此世の業乃おもひきをいとかんとおもひおきを
営みくとろしめ朝夕夫婦ともに心を
て安否をとふ事ハ更にもいへともさらに一日もかゝ
く事なかし或時三郎右衛門田畑に行んとせしに

母ハ鍬をもち田へ出しといひ父ハ唐鍬にてせゝりし
といひそれハ両親の心やすからん事を思ひ二ツなから
携へ出けるよし中にも蓐瘡を患ひけるを父母深く
歎けハとて母ハ赤き花の露治を加へなとしに快復
させまいらせもし父の小便にも出けるに助けなと
いひぬれとハ痛める時もかまハす快くとくも
かりそめにもそのみにそむかさりき妻もかゝるこのこ
ゝろ其に従ひ舅姑にまめやかなれハ姑人と語りて
里なるいとこに先妣の念比なるを孫せし或日
あるときなり孺子を若く召へも勝にしてさる

なれハかくこの人の種をそ見をとらすに妣まかり孺子乃
始つけるをとらまへひこれをとともくその孺子を
とりいそき若せぬかれハ新しきを妣子にハ為ら
またしハ妣の恙をよろこふなりしと若人なりし父の勝右
衛門も孫蔵にして殊さらく此村の組頭を勤免
なる者なりし村に治りてその家業に服せさる者
ハなかりしとそこれハ数十年以前に病る近郷の内浦し
かり然れハ安永年十二月領主より三所右衛門を褒
美して米をあたへしとそ

見出暁者八右衛門

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

八右衛門ハ壹岐守領分生雅村乃百姓なるか、村乃
庄屋宇平次といへるもの、かねて人を救ひ温厚に
して、常に兄の貧しきを救ひ、家をもおこし、農事
を勵ミ節儉を守り、我身にもふかくつゝしめよ
ろしくつとめてさまさまに教へしかと、其後かれとも
とりたてあしきふるまひをのみなして、勵ミけれとも
生来たゝ少しも耕作に怠りなくもなく、ほしいまゝなりしか、八右
衛門年もややたけぬれハ、よくよく思ひて家財をま
うけおふにたくしをきしと思ひ、家を出て、さてこの
よしを宇平次にこひけれハ、その後ハ生涯家を

おさめてよくつゝしみて、ことさらたゝしく家を貧しきによりて
田地家財をなにかちのりよくそこらへまさりぬへし。只
我かたにてゆるせることなからしめ、ふかくしとて固くいなひ
農業をそたけるる。又熊川といふ所に貢納る事ありて
道乃ほと遠けれと八右衛門みつから米をおひゆきて、又
とりおこし農事やすめる日なくあれハ、我親族ともの
すむハ親しくいへる家にゆきて、行きてもその
ほかを助けそのうへ年も五十に及ひつれハ、兄
乃あるかたにつとめて家をまもる事ともかくさ
せしを我かたに遠ひぬきよしく歎きこえけれと

兄の志をむくいさんとしぬるをよくしるまゝに
主とたのみて従ひたるが、其後も耕作の暇にハ先
他所に雇れ、其價をも我身にハさらにたくハへず
て皆兄の許にもて行、兄ハ其事を喜び助けを施
しけるに、兄の家族を扶け家産もよくおさまりけれバ年
々りちよくおもひやりける行ひ一日の外ハとらずも
孫しまれハ領主より褒美乃米をあたへ給ひ時を
安永九年四月乃事なりとぞ

潔白者　金助

金助ハ若狭国上中郡熊川村乃百姓なり。天明元年の
春のころ大和国のものとて六人つれたる巡礼此金助
が家に来りて一夜の宿をかしくれよと乞ひしもあ
けなるにいとまかして出行ぬ翌もあけぬれバく
金助の妻かの人の臥たる所に物のおちたるを見出し
らそのからりをよくみけるに衣履のまくらにかゝりけれバいや
しきもみつる金一両二朱乃銀二匁文字などもあり
に金いれたるものゝ人々といふをみのがさくありたるを見る
ひとりて丈にいえせけるに是こそきあめくに此暁より
出立し旅人の落せるならん、跡の方をとひやらんと隣
まねへなれといそかも追つきてかさへしといひ

かれハ妻もさて世わたりかねけれハかれをさそひとり
の人雇はまかなへしかくもせかねけれハ主人
病にふしけるにこれハ父殊なる人をやとらんとせし
しにさりてもまかしあやまちて落さらぬ人なと
らせんハ甲斐なきしかのみかれ年ハおいぬれ
とかハ鋤をかくかわるあしへんとかくふそ浮
ひいそけるか近江国なる山中村冨のまへにまくを
もつさなの金助といふ今村なる落されつる人
ありはやとふひるにその内村ハ人残旅路の用
途に携へし金落しつると見まくさらに覚え

すく金なくめくく驚さしといふ金の数あるハの摸様
なといひまとれつ探しにいさくりもその言葉にまくら
たしかハさらハとらくとらせなりわ代ひしこのまく
も錢の外に殊ひ酒の料まして人とらくこのあとへ
しをまし謝礼をとらけれへくハ家にとこれにまく家る
へきれと人一錢もまそもらくへからはといひまそくく立帰り
ぬ又走も常にも此件を涼く篤実なるものの
たまへ行者悪しも父母にまくつくし此の内身和さて
ころしぬる事領主に聞えおよひ年月日に家
ともく金助を賞しけるとぞ

奇特者 庄右衛門

庄右衛門ハ大坂船場高浜の赤尾町にすめる小間物屋若兵衛
かうちにちいさくよりめしつかはれ若兵衛といへりしか
に若兵衛家内つゞかんとせしころいかゝしけるあり
しかハ常に庄右衛門といへるものゝ甚だしく家継せし
ましられも隙なくして若兵衛を保助こあらんため今ハ若兵衛
にて実子なりける故庄右衛門そ家をゆつりけるいつまても人
ことなり勝に深く恩をうけし事を好みしその
そのふひこてに父子たりひにあひもちりしとなん
庄右衛門まて若兵衛といひて常に後見し役ハ父乃
若兵衛も少れかの新にありて常にいりたる賑ひさせのと
もと勝る安永二年のころ高浜の浦町なる浜家多
く疲弊をやみて其の業なりかたく飢に及んと原
るもの多かりしかハ高浜にすめる人々米を出し
て救ひし時若兵衛も米をあたへし事既にことさらひ
又米穀者と勝りし事ハまだかくなりまとて共あまま
称かりしをよろこへ或表浦町にすめる刀称九右衛門
といへるものゝ許に若兵衛をつかしても米二俵を贈り報
くハ困窮なる庵家にまかちあたひ称といひやり等
九右衛門ぬもらゐて中る人々にまかちあたへたりとなり

此町を治むる年行の許にもらさへゆきぬよりて
まつしく九右衛門に乳しありけるに此菜を持来れ
るをみて小なる鍋釜着物の許に入置ぬ今久七といひ
へるをのくまふに似たるよしいへるしかハ庄右衛門を
めして為孫其身にさらに其ことを謀りて父母と
ひとれ其翁をこれハよくよく様子を聞くの事せし
かども跡の勝ると思れ数の内足の事を其さき
而そうかとくりぬされと年行所より為させまし
事なれハやむ事を得すあへぬかよくいひし
いのハ領主も是を賞して其年九十月褒美として

若是に金をあたへぬ其後も又右衛門をめくして而を
小銀銭などをくさ数多くあたへ或ハあらそ小数ひし
事にも其領主に賞し尊ぶ者其にもあるがゆに年特多
る事なく天明二年ル二月又さ称くく褒美として
金あたへ庄右衛門にも麻の上下をあたへその次の
年にまり米穀のこのりあしく高値に飢るもの
多かりしかハ庄右衛門年行の許に十両の金を指出
難儀の人々にあたへ給はりてとておもそれよ
あきこいさる事をやあへん我くハ我名をめくく
てあらもあらぬ人と而そうにも出けれハ年行乃

其ものも志を感して、ことに百九軒に分ちあたへ
また三年の三月に粥を煮て多く此飢人にあ
たへ又冬にも領主より金かりて米六十俵をかひ
求め價を殊に延賣といふにせしかは、や十二月の頃
ハ價次第にたかくして米商ふものも大かたにうりあ
きへたまりしに、そのもの飢難渋の者に施しをなし
遣ひきりて我家に二百俵あまりの米と百俵をくり
の麦を其節へあたへは今はわつかのいやしき價にうりぬ
へしされと寄る人の多く買求ん時ハつきぬへき
しとて十俵より以下の銀をもて出し入りのき
賣あたへしとそ、よりて又おなしき十二月褒美を
して居右衛門か生涯宅地の課役をゆるし且是より
して年賀に出へきよしをも命し給ふ。同しき三年
のころ又そのほか饑饉にして米の價たかく困窮の人
あまたありけれは、居右衛門金十両を孝行の者に
持行て無金施したくはへおかれしそれに事
あるハ隣る事もそあるましこれハ我母の昔より
持傳へたる非常の用途にあてよとて妻にあたへ
おさめおかせぬされハ此時を幸に人々を救はま
れしいふもしてあるしき志達させるやうに施し

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197
ガラス使用

なしかへといひしかハ其意に任せくすこしやうに
分ちあたへぬ其外にも名をかへし跡に札なと
つけ又町の役勤むる事の家に投入し事なと多
ありしも其始のわかれかくそありし事とそきこえける
ある人若狭よりこのたひの若者を保助に為縁
けれ其後ハ若者の岩右衛門なるへしといひ岩右衛門に縁
組せし其後も又保助に帰りてつゐに我名跡をとら
せし様なる事なしその中らひよく睦しかりけれ
ハ保助ハ隠居せし後も程なく変りて世代をも譲
其の或時町の養子なる人岩右衛門にいへらく汝其

ことに富めるさかにもあらす但一旦ハ艱難なくして家財
をも賣代なせしなとなるにあしくの施しある
特なる事なりとありされハ我家貧くして
是の時隣とゝも蓄置し身の金銭を費して恵
つる事の旨なくも有けしあらんされと我家酒造
を業とあしさゝくより酒粕の價をも貯へをきて
饑饉の時に施し又ハ伊勢のおかけん神にもまうて
或時ハ寺詣なとの料とて施さあまたと父老とく貧人に
施せし事をも好めり世の人ハ極めて貧しき身の分限の
人もありつるに我家ハ下にもひしくもある頃ハ

せめて父の菩提をとふにとげんと云ひて十五年
このかた仏参詣怠らす寺の事ゆるかせにもならぬ
ては縫しごとのみなしつる也富饒の内なる豪家
をとらしとおもく勤しつるは猶るへき事なきを
此念願よりおこりぬとぞいひける

貞節者志け
忠義者たま

遠州中郡西浦長町にすめる田舟屋儀左衛門ハ乙年
にいるゝしこゝろのありしがある夜病おこりて
みつから短刀をぬきて眼をいからし居けるを其

妻の志け驚きさわぎて立よりて短刀をうばはんと
するにちからのちからもやらねば志けにさまたけて袖もとら
んとしけるがあやまりて刀をつかみ掌より血ながれ出ける
に儀左衛門ハなほも刀をふりまはし妻の肩と腕とに疵
つけしにめしつかひける下女のたまといへる今年ハ十七
才なるがいそぎ来りて儀左衛門をさゝへ志け
をたすけちからのかぎりその男も主人の小児を
いたはりて志けが方より出ぬ志け外面に出て近
き親族のもとに告んとせしが此家に乱心なる者
ある子のあれハ其子を驚かさんことをおもひとく吉

酒屋何某といへるものゝもとに切売の木戸うち
たくはへあるのおやをやしなひ助けられけるにこゝろ
に出いでゝこれハ夜もあけぬにおきいでぬされどその心の
あらためらるゝをいとひ醫をそへてさとの人は
しらせて蔵左衛門をとりしつめ又醫者をむかひて
みせしに女の身なから深く思ひ医師ハその醫
めん事をこそ薬ハ浅き病なりなときこえしこし
らへしにそれハまことをやあらせしの事なりひまと
もさなくて燈火のもとにてかうふりこして深手にそ
みとしてそれとにハつ手にかゝる孫ハ人やまたくさひまく
といひぬこの志け丈の力をぬきてちかしとこうくと
くわけよりて兄志つめんとて手薬あひてもなく
志つあくるぬるまゆひつしてく領主より志け
不全をあたへ又下女のともしくて主人をかう
ことも身をもつりこ侭その恵をきかひし事を
賞して銭をとらくとらせたりあくい天明
六年六月の事になん

孝義録巻之二十六

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用

帝國圖書館藏

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197

ガラス使用